平成２９年（フ）第１４１号
福島県伊達郡川俣町字賤ノ田64番地の１　川俣精工アパート４－３
債務者　瀬川　光明
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久納　京祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第８６号
北海道北見市東陵町116番地　光の苑特別養護老人ホーム、住民票上の住所北海道北見市高栄西町７丁目７番19号
債務者　杉本　正壽
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　悠佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
北海道北見市朝日町48番地144
債務者　髙橋　庫二
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒永　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第９０７号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番９―408号
債務者　日浦　政男
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹治　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９３号
広島県呉市安浦町中央６丁目５番６号、住民票上の住所広島県呉市安浦町中央６丁目１番29号
債務者　佐藤　陽一
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高盛　政博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第９４号
広島県呉市安浦町中央６丁目５番６号、住民票上の住所広島県呉市安浦町中央６丁目１番29号
債務者　佐藤　秀子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高盛　政博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第７７号
新潟県村上市新町８番25号
債務者　佐藤　隆
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　将之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第４５号
兵庫県加西市西谷町646番地
債務者　松井製作所こと　松井　正藏
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　耕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
神戸地方裁判所社支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２１号
石川県珠洲市宝立町柏原申字１番地１、前住所石川県小松市向本折町寅38番地５モンセラ202号室
債務者　下　彩香
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２９年（フ）第２２号
石川県輪島市小伊勢町下山下136番地２
債務者　岩藤　幸雄
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２９年（フ）第２３号
石川県輪島市久手川町石田143番地　市営久手川住宅１号棟６号室、従前の住所石川県七尾市奥原町下部521番地
債務者　高　繁二
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２９年（フ）第３２１号
函館市赤川町40番地117　ひまわり205
債務者　稲熊　倫晃
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２８７号
高知市新本町２丁目１番１号　ＦＩＲＳＴＳＴＡＧＥ703
債務者　松浦　聡
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５９５号
さいたま市西区大字内野本郷514番地４、旧住所さいたま市西区大字高木1804番地４
債務者　及川　恒平
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３３０号
千葉県印西市木刈６丁目14番地11
債務者　三瓶　清和
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３４５号
千葉県成田市美郷台２丁目13―１　グリーンラビーＥ棟203、住民票上の住所埼玉県熊谷市原島512番地１
債務者　並木　瞬
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部